

## 「新たな時代」の〈交通〉とは？



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo  
Ihara

本誌6月号の〈巻頭ゼミナール〉で、『令和元年の5月』を迎えて思うこと」と題して、筆者は、「旧元号から新元号への移行」に伴う、その意義と検討課題等についての所見を披露させて頂いたが、その移行に伴うさまざまな取組状況等の詳細な報道も、テレビや新聞等で連日、取り上げられてきた。とはいえ、かかる個別具体の報道内容も、すべからず「時の経過」という厳しい現実と直面して、やがては忘却されることになるであろう。もしもそうだとすれば、このような「時の流れ」に真摯に向き合い、しかも更なる考察を深めることにより、有意な知見の導出を図ることが強く求められている、といえよう。

そこで、この点について望まれることは、「前方志向」(Forward-oriented)の見方や考え方と「後方志向」(Backward-oriented)の見方や考え方の違いを峻別するとともに、その両者のバランスを図るように努めることが、その重要な対応の仕方ではないかと、前回指摘させて頂いた。何故なら、このうち、前者の見方にのみ偏り過ぎると、常に新しがり屋の見方や行動に走りがちになるのに対して、後者の見方にのみ偏り過ぎると、その結果として、過去の経緯に捉われ過ぎて、新たな歴史を創造していくという前向きな発想を見失いがちになるからである。したがって、可及的努力を傾注して、その両者のバランスを図ることが、特に重要ではないかと考えたわけである。

また、その個別具体的な検討対象として、前回は、四国の「水問題」に着目して、その歴史的な考察を試みたが、今回は、「時」(Time)の経過とは異なる「空間」(Space)という新たな次元に関わる個別具体の検討対象として、四国の〈交通〉に照準を定めて、その個別具体的内容について考察することによろう。

それでは、「〈交通〉とは何か?」という最も基本的な言葉の意味について考えてみよう。この点について、日本交通学会の発刊による『交通経済ハンドブック』(白桃書房、2011年)では、その冒頭で、榊原胖夫先生が『交通(transport)とは、人、物、情報の場所的移動現象のことである』として、極めて簡潔明快に記載している。

もしもそうだとすれば、それでは何故に、このような人や物、さらに情報が、空間的な場所的移動を誘発するのか、との問題提起に対して、それは「いま在る場所とは異なる別の場所に在る方が、より価値が高いと考えられるから」

であり、「人や物の場所的(空間的)な移動についての欲求(すなわち、「需要」)があるからだといわれる。そしてまた、このような人や物の場所的移動についての「需要」を満たすための方途(ないし、手段)として、「供給」側での条件整備—すなわち、各種交通インフラの整備等—が問われることになるのである。また、一般的に「輸送」という場合には、特に有形の「人」や「物」が、さまざまな移動の手段や労働力によって輸送されることであり、「トラフィック」(traffic)とは、その移動者数や移動量を概括的に捉える言葉としてよく用いられている。

そこで、このように考えられる〈交通〉とは、基本的には、人や物や情報の場所的移動現象のことであり、特に現代の〈交通〉にあっては、極めて多様な交通機関(ないし交通手段)が用いられているのである。このような状況のもとで、特に留意すべき点として、〈交通〉は、「物財」を生産するわけではなく、この〈交通〉が生産しているのは、場所的移動という「無形財」であり、このような「無形財」のことを、経済学ではサービス(用役)と呼び、しかも、このようなサービスの生産と消費が、同じ時に同じ場所で行われることから「即時財」であると呼ばれている点に特徴がある。

したがって、〈交通〉とは、このような「時間」(Time)と「空間」(Space)の両次元を同時に考慮することが問われることになり、そのなかでも、特にその後者(すなわち、「空間」(Space))に対応する「地域」(Region)について、特段の配慮が求められることになる。このようなことから、筆者自身の研究に対する専門領域も、かつての「経済学」から学際的な「地域科学」(Regional Science)へと移行とともに、その研究対象としても近年、極めて大きな変貌を遂げてきた「四国」の地域に照準を定めて、鋭意、その調査研究に取り組んできた。

その過程では、特に「日本交通政策研究会」による研究支援を受けて、問題意識を共有する他の研究者とともに、〈四国地域の交通〉に関わる実証的な調査研究に取り組んできた。また、その研究成果として、『瀬戸大橋と地域経済—21世紀への懸け橋の軌跡と課題—』(1996)や、『本四架橋と地域経済—制度分析と整備効果・政策課題—』(2003)を参照されたい。また、直近の研究成果としては、例えば、「本州と四国をつなぐに至る歴史といま」(2018)('日本交通経済研究'による『運輸と経済』に掲載)等を参照されたい。

中央会だより 1

## 10月1日から消費税等の税率が引上げられ、軽減税率制度が始まります

令和元年(2019年)10月1日から、消費税率および地方消費税率が引上げられるとともに、軽減税率制度(複数税率)が導入されます。中小企業・小規模事業者向けの以下の支援策等を活用し、新制度に備えましょう。

|        | 平成 26 年 4 月 1 日以降     | 令和元年 10 月 1 日以降       |                        |
|--------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
|        |                       | 標準税率                  | 軽減税率                   |
| 消費税率   | 6.3%                  | 7.8%                  | 6.24%                  |
| 地方消費税率 | 1.7%<br>(消費税額の 17/63) | 2.2%<br>(消費税額の 22/78) | 1.76%<br>(消費税額の 22/78) |
| 合計     | 8.0%                  | 10.0%                 | 8.0%                   |

## I 転嫁対策

## ●消費税の転嫁拒否は「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています

公正取引委員会では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた場合は、指導・勧告等の措置を採っています。消費税の転嫁拒否をしない/されないよう、ホームページでチェックしましょう。

「公正取引委員会」URL：<https://www.jftc.go.jp/info/tenka/H30/index.html>

## ●消費税転嫁カルテル・表示カルテルについて

事業協同組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合(いずれも連合会を含む。)などでは、公正取引委員会へ届け出ることにより、消費税の転嫁カルテルおよび表示カルテルを組成することができます。

## II 軽減税率対策

消費税率および地方消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度(複数税率)が導入されます。

課税事業者においては、標準税率と軽減税率に区分して経理を行うことや、区分記載請求書等を交付するなどの対応が必要となります。また、免税事業者においても、課税事業者との取引において、区分記載請求書等の交付を求められることがあります。

## ●軽減税率対策補助金について

中小企業・小規模事業者等が新制度に対応するにあたり、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等が必要な場合、国の補助金制度を活用することができます。詳細は、補助金事務局のホームページをご覧ください。

「軽減税率対策補助金」URL：<http://kzt-hojo.jp/>

## ●インボイス制度について

令和5年(2023年)10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。

「国税庁」URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01.htm>

## III 需要平準化対策

## ●キャッシュレス・消費者還元事業について

経済産業省では、消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等への支援を行います。詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。

「経済産業省」URL：<https://cashless.go.jp/>

本会では、主に中小企業組合と組合員向けに、転嫁対策・軽減税率対策の講習会、窓口相談、専門家派遣を実施しています。

お問い合わせ先：本会 総務企画部連携支援課 TEL：087-851-8311

## 中央会だより 2

## 国東会長、「四国新幹線整備促進期成会」東京大会に出席

8月22日、東京プリンスホテル(東京都港区)において四国新幹線の一日も早い整備の実現に向け、四国4県の行政と主要経済団体等で構成する四国一体・官民一体の推進組織「四国新幹線整備促進期成会」の東京大会が開催され、本会より国東会長、西尾専務理事が出席しました。

決起大会では、四国選出の国会議員や経済団体代表等約500人が出席し、下記の要望事項が決議されました。また、大会後、国等関係機関への要望活動が行われました。



▲会場の様子

## 【要望事項】

1. 令和2年度(2020年度)予算編成において、四国の新幹線の整備計画格上げに向けた法定調査を実施するための措置を講じていただきたい。
2. 新幹線ネットワークの早期整備による「地方創生回廊」の実現に向けて、新幹線建設予算を大幅増額していただきたい。

## 中央会だより 3

## 補助事業のご案内

中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して助成します。

補助対象となり得る取組事例のイメージ

- 販促用チラシの作成、配布
- 組合ホームページの作成、リニューアル
- 商品パッケージ(包装)の改良
- ネット販売システムの構築

(1) 補助対象者：構成員の1/2以上が小規模事業者(※)である組合等

(2) 補助金額：30万円(1組合等あたり下限10万円)

(3) 補助率：補助対象経費の2/3

(4) 補助対象経費：謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

※小規模事業者とは・・・従業員数20人(商業・サービス業5人)以下

その他にも支援事業がございます。お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：本会 事業振興部 TEL：087-851-8311

## 中央会だより 4

## 忘れていませんか？決算関係書類の提出！！

中小企業等協同組合等は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、決算関係書類を所管行政庁へ提出することが法律で義務づけられています。

また、正当な理由がないのに、成立の日から1年以内に事業を開始せず、もしくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、所管行政庁は、その組合に対し、解散を命ずることができ、この「1年以上その事業を停止していると認めるとき」の運用上の具体的判断基準は、「3年間、決算関係書類等の届出が一度もなされていない」場合が該当します。

この解散命令があった場合には、解散の登記も行政庁の嘱託によって職権抹消されますので、毎年、必ず決算関係書類を提出下さるようお願いいたします。

## 中小企業等協同組合法の求める決算関係書類等とは

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
6. 1～5を承認した総会(総代会)の議事録又はその謄本

## 「令和の時代」を 中小業はどう生きるか?

～『中小企業白書(2019年版)』を読んで～

先月号に引き続き、『中小企業白書(2019年版)』(以下、『白書』)の内容、  
『白書』から学ぶべき点などについて解説します。

### VOL.2

プロフィール

桜美林大学リベラルアーツ学群教授 堀 潔

1990年慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程修了。常磐大学短期大学部専任講師を経て1994年桜美林大学経済学部専任講師。2003年より現職。日本中小企業学会理事・副会長。日本経済政策学会理事。著書に『21世紀中小企業のネットワーク組織』(関智宏・中山健編著:同友館)『日本と東アジアの産業集積研究』(渡辺幸男編著:同友館)など。

※本稿は全国中小企業団体中央会発行「中小企業と組合」より出典。文中に記してある図表番号や事例番号は『白書』に掲載されているものであり、本稿ではこれらの掲載は割愛したので、関心のある図表や事例、コラムに関しては、直接、『白書』([https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/PDF/2019\\_pdf\\_mokujityuu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/PDF/2019_pdf_mokujityuu.htm))での確認をお願いしたい。



### 1. 「経営者の世代交代」をめぐる

#### 多様な考察(第2部)

深刻な人手不足は、一面において、経営者不足でもある。取締役等の企業における「経営の担い手」は年々減少している(『白書』第2-1-2図)。中小企業の事業承継問題は現下の中小企業政策の一大関心事であり、過年度の『中小企業白書』でもたびたびとりあげられてきたトピックであるが、『白書』第2部では、非常に多様な側面からの考察を試みていることが注目される。

#### (1) 経営者の引退を契機とする経営資源の

##### 引き継ぎについて(第2部第1章)

第1章では、経営者が引退する企業からの経営資源の引き継ぎについて着目し、経営資源の引き継ぎには、いわゆる事業承継のほか、廃業企業が廃業前にもっていた経営資源を引き継ぐという形もあることを示している(『白書』第2-1-4図)。事業承継では、相変わらず親族内承継が過半を占めており、その大半は子供(男性)への承継である。他方、親族外の承継も3割を超え、事業承継の有力な選択肢になっている(『白書』第2-1-5図)。親

族内承継であるかどうかで、後継者を決定するうえで重視した資質・能力、有効だと感じた後継者教育に違いがあること(『白書』第2-1-12図)、また、効果的な後継者教育を行うためには、十分な時間が必要であり、早めに準備することが大切であること(『白書』第2-1-21図および第2-1-22図)、などが明らかにされた。さらに、事業承継後の企業のパフォーマンスについてみると、事業承継を実施していない企業に比べ、売上高や資産が増加傾向にあることがわかった。事業承継は、企業の財務状況向上に貢献する傾向があると考えられる(『白書』pp.103~107)。

一方、廃業企業からの経営資源の引き継ぎについてみると、「従業員」、「販売先・顧客」、「設備」、「事業用不動産」について保有する廃業企業のうち、約半数が他者に引き継ぐことができていることがわかった(『白書』pp.110~116)。他方、廃業にあたって経営資源の引き継ぎを行っていない経営者について、引き継がなかった理由を確認すると、経営資源ごとに異なるが、「引き継ぎするという発想がなかった」、「引き継ぐ価値があるとは思わなかった」、「引き継ぎ先が見つからなかった」という

ものが多かった（例えば、『白書』第2-1-43図）。このことから、廃業にあたって、経営資源の引継ぎという選択肢があることの周知、経営資源の引継ぎを検討するうえでの価格算定、経営資源のマッチング、などの支援ニーズがあると考えられる。ちなみに、何らかの経営資源を他者に引き継いだ者について、経営資源を引き継いだ際の対価の総額をみると、何らかの経営資源を有償で引き継いだ者が60.8%おり、そのなかでも、100万円以上の対価を受け取った者は44.1%と4割を超える。廃業時にはさまざまな費用が発生するが、経営資源を有償で引き継ぐことができれば、廃業費用の一部を賄うこともできるだろう。

引退後の経営者の状況を確認すると、収入の状況はそれぞれだが、生活の満足度については、事業承継した経営者・廃業した経営者とも、「満足」または「やや満足」している者の回答が多かった（『白書』第2-1-76図）。多忙さや責任感から離れることで、肩の荷が下りたと感じている者が多いと考えられる。経営者は誰しもいつかは引退するもので、「経営者として有終の美を飾り、これまで作り上げてきたことを未来の価値につなげていくには、引退が視野に入る早い段階から、事業や経営資源の引継ぎや、自身や周囲の人の暮らしの満足に向けた準備をすることが重要である」と『白書』は述べている（『白書』p.157）。

### （2）次世代経営者への期待（第2部第2章）

第2章では、「次世代の経営者」に着目し、その実態と課題について分析を行っている。わが国の経営者参入（経営者として活動し始めること）について、①自分で企業を起こす「起業」と、②すで

に存在する企業の経営資源を引き継いで経営者となる「事業承継」の両方の観点から概観しているところが興味深い。起業・事業承継ともに、経営の担い手は減少傾向にあるものの（『白書』第2-2-2図）、以下の諸点は注目に値する。（a）年代別でみると26～49歳の割合が増加していること（『白書』第2-2-7図および第2-2-14図）。（b）起業の担い手については、副業起業希望者が増えていること（『白書』第2-2-10図）。（c）起業希望者は転職希望者に比べて技術・知識をいかすために仕事を変えたい者が多いこと（『白書』第2-2-12図）。

国際比較のなかで、わが国の起業に対する意識が他国に比べてとくに低いことは以前より指摘されてきた（『白書』第2-2-23図）。わが国では起業について無関心な人が圧倒的に多いが、自身の能力などで起業ができるかどうか見極める機会が、起業に関心をもつきっかけになりやすいことも明らかになった（『白書』第2-2-25図）。このことから、ビジネスプランコンテストの実施（『白書』コラム2-2-2）などを通じての社会全体としての起業家教育や、継ぐ可能性のある事業での従事経験などを通して時間をかけて経営者になるための準備を行うことの重要性、そして既存の経営資源を有効活用することで、起業後、事業承継後の事業の成長につなげられる可能性などが示された。

来月号に続く

最終回の10月号はまとめとして「経営者の自己変革のための長期的・多角的展望」について掲載予定です。

# 増税前の駆け込み需要も一部にみられるが、先行きは引き続き注視していく必要がある

2019年7月

Industry Information

|  |   |  |
|--|---|--|
| 製<br>造<br>業  | 食料品<br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●人材不足、高齢化が問題となっている。(総菜)</li> <li>●日本冷凍食品協会による5月の冷凍食品生産数量は、前対92.2%となり、昨年の数量を大きく下回った。その結果、1月～5月累計は、前年対比98.0%の2%ダウンとなった。7月は梅雨の影響で天候が悪く、荷動きそのものは良くなかった。酷暑であった昨年の8月は実績も悪かったことから同様にならないことを祈りたい。(冷凍食品)</li> <li>●7月のお中元商戦の組合員の売上業況は、前年度同月の売上を下回るものと推測される。組合の生揚出荷状況も前年同期比(4月～7月)で微減傾向にある。生活必需品ではあるが、醤油関連商品の消費動向は、製造企業により売上格差の時代に入っているとの観察がうかがえる。(醤油)</li> </ul>   |
|  | 繊維・同製品<br>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本年度の秋冬物の受注状況は、発注先の様子見が続いており、生産にも影響がでている。春夏用UV手袋は梅雨明けが遅れた影響で、対前年比50%程度と大変厳しい状況にあるが、ここにきて厳しい暑さが続いており、今後の展開に期待したい。また、ここ数年発生していなかった倒産が、販売不振と原価高を価格に反映出来ず、1件発生した。(手袋)</li> </ul>  |
|  | 木材・木製品<br>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●家具業界の業況は未だ低迷。地域的な需要については、BtoCの注力アップにより徐々に増加しているが、さらにPR等の努力は必要。組合としてのブランディングは未だ着手できていないが自社単独で7/30～31に東京ビッグサイトにおいて開催されたリフォーム産業フェアに出展の際、全国的に需要はある事を確認した。組合としてどのような対応ができるかを検討したい。(家具)</li> <li>●製材工場は公共事業が低迷、プレカット工場は天候不順と需要の減少、木材市場は梅雨と猛暑により、現場での作業が遅れ、結果として木材の荷動きが悪い。(製材)</li> <li>●消費増税前の需要を見込んでいたが、予想よりはるかに少なかったことにより、着工戸数が減少し、木材の流通が悪く、業況は悪い。(木材)</li> </ul>  |
|  | 印刷<br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各組合員に特に変化はなく、前年度の比較においても多少の増減があるのみです。(印刷)</li> </ul>   |
|  | 窯業・土石製品<br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市況については全県的に各地区において共販新価格が浸透してきており、今後は、生コン協組連合会の共同販売事業の軌道化と全県の統一価格化の推進が課題である。(生コン)</li> <li>●増税前の受注で本来の7月の動きがあるが、10月以降の注文は入っていないと聞いている。増税後の動きによっては事業継続に影響が出るのではないかと不安を感じる。(石材加工)</li> </ul>  |
|  | 鉄鋼・金属製品<br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●夏は人員の維持及び確保に最も腐心する時期である。工場は作業者の為の熱中症予防グッズの支給等、各社工夫を凝らしているところである。これから(9～10月度から)有給休暇5日間付与の始まりとなるので働き方改革の取り組みのスタートとすべく、ローテーション、多能工化を推進せざるを得ない状況である。(鍍金)</li> <li>●前月に引き続き、県内見積もり件数は少なく、また、中小型物件が減少している。しかし、県外見積依頼は多く、Mグレード組合員では6ヶ月程度の山積みを確認している。全体的な稼働率はますます良好な状況にあるが、現状の課題として人材確保に苦慮しており、外国人雇用の推進に向けた動きが出ている。(建設用金属)</li> </ul>  |
|  | 輸送用機器<br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●親会社の川崎重工は、四半期決算で82億円の赤字となった。LPG船の受注は確保できているが、先行きが不安な状態である。(造船)</li> </ul>  |
| その他<br> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各組合員とも7月に受注は増加したが、期間が短かったので売上は減少している。(団扇)</li> <li>●7月の業況は防衛省の仕事が忙しく、売上も増加しています。小売店の販売不振が続いていましたが、月の後半頃から少し増加してきました。防衛省から来年3月納期の布団の追加注文が約3千枚あり、これで10月に予定されている消費税増税後の売上悪化に少しは対応できそうです。(綿寝具)</li> </ul> |  |
| 非<br>製<br>造<br>業   | 小売業<br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●梅雨が長引き、日照不足により一時的に値上がりもあったがほぼ安定した月であった。しかし、量販店及び小売店も売り上げは悪かった。(青果物)</li> <li>●卸売価格上昇による小売価格の未転嫁が2円ある。また、県外大手の安売り業者が高松市内に進出予定である。この業者は現在、同市内の他地区にて営業しているが、周りの組合員を大きく圧迫している状況であり、さらに厳しい状況が続くことが予想される。(石油)</li> <li>●昨年、好調に推移したエアコンだが、今年も今のところは好調である。冷蔵庫や洗濯機などの白物家電もおおむね好調だ。しかも、エアコンは省エネタイプの高付加価値機が売れている。反対に4Kテレビ市場の足踏み状態は今も続いている。国内メーカーのテレビは出揃い、放送も増えてきたが、市場全体の低迷から抜け出さない現状。また、消費税増税後が心配である。少しぐらいの好調さでは、消費税増税後の落ち込みの方が大きいのではないかと。(電機)</li> </ul> |
|  | 商店街<br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●夏物のセールが6月から始まっていたため、6月のスタート時点は勢いがあったものの、7月は中旬まであまり気温が上がらず、季節ものが振るわなかったことから、1カ月を通し、非常に厳しいものとなった。また、5・6月と好調だった宝飾品も冴えなかった。ただ、高級品の中でアパレル、バッグ等は好調を維持しているものもあり、全体の売上を下支えている。参院選後には表立った動きになるだろうと予想していた増税前の駆け込み需要も未だ動きは見られず、増税や社会保障に対する先行き不安の方が消費者の購買心理に深く影を落としているということと思われる。日経平均株価も低迷しており、富裕層にとっても影響の出る水域にある。この先の増税を控え、駆け込みもなく、富裕層の消費も冷え込むと、年末年始に向けてさらに厳しい商戦となる。(高松市)</li> </ul>  |

7月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-25.0ポイントで前月調査の-35.4ポイントから10.4ポイントの改善となった。収益DI値は-18.8ポイントで前月調査の-25.0ポイントから6.2ポイントの改善となった。景況DI値は-29.2ポイントで前月調査の-31.3ポイントから2.1ポイントの改善となった。

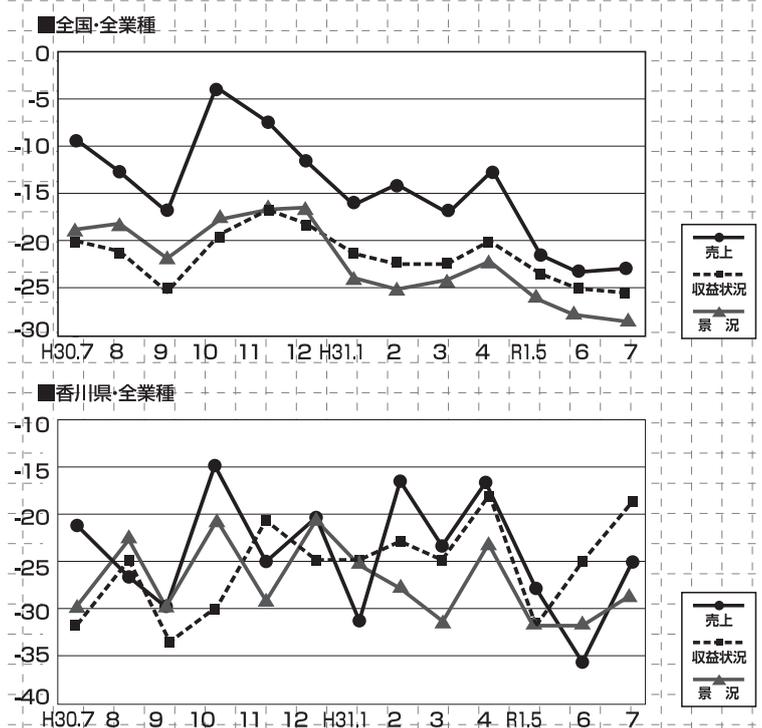
業種を問わず、人手不足の影響が大きくなってきており、受注・収益に留まらず、事業継続等にも大きな影響を与える懸念がある。また、増税前の駆け込み需要も一部にみられるが、先行きの見通しについて不安視する見方も多い。

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 非製造業 | 商店街<br>☔   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●今月は隣接の商店街に全国チェーンの牛丼屋、ドラッグストアが新規オープンし、大型店の進出ばかりが目立ちます。また、昨年7月に隣接商店街にラーメン店がオープンしましたが、1年で閉店。その他、女性用下着店が閉店し、ファッションの店が次々と商店街から消えています。(高松市)</li> <li>●今年は梅雨明けが遅く、7月中旬まで涼しい毎日だったが、その後は一気に暑くなった。高齢者の外出などは、命の危険に関わると思える日もあり、気温の高い日は街の人通りは皆無に等しかった。経済活動にもあてはまるが、「急激な変化」はマイナスに作用すると改めて思った。(丸亀市)</li> <li>●観音寺駅前の大型書店が閉店した。また、同じく駅通り商店街にあって地元有力企業が経営する中心市街区唯一のガンリンスタンドも閉店した。中心商店街の小売店舗の減少は止まらない。消費増税対策も、もう一つ、熱が入っていない。(観音寺市)</li> </ul>   |
|      | サービス業<br>☁ | <ul style="list-style-type: none"> <li>●夏休み商戦に向けた店舗等の新築、改修の受注が増えている。また、下半期に向けた受注に傾注する。やはり、下請け等の確保が困難であり、営業、デザイン、現場管理等の人材の採用も困難である。(ディスプレイ)</li> <li>●昨年に比較し、全般的に低迷している。毎回、瀬戸内国際芸術祭は、夏会期に若い層の来客が多く、今回であれば、民泊へ相当シフトしている。お盆前、明けの宿泊価格は低迷し、組合員でも4000円を切る施設も多い。芸術祭の秋会期に期待したいが、客室の増加が一部の混雑時以外、需要を上回っており、全般的に稼働率は低迷している。(旅館)</li> <li>●美容業の組合員数が全国において平成6年から毎年、減少に転じ、加入率の低下は現在も続いています。香川県においても組合加入目標を設定し、推進を強化しています。(美容)</li> </ul>   |
|      | 建設業<br>☔   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●板金業は屋外の作業のため、天候不順の影響で仕事が遅れている。また、8月からの材料値上げからの品薄状態も遅れの原因になっている。戸建ての新築・リフォーム工事は順調だが、大型工事は減少傾向にある。また、人手不足は深刻な状況にある。(板金工事)</li> </ul>  |
|      | 運輸業<br>☔   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の景況は一部に明るさが見られるが、県内のタクシー業界は長期にわたり、低迷を続けている。営業収入、輸送人員は減少し続けており、非常に厳しい経営状況にある。また、乗務員不足が深刻化しており、輸送需要が集中する時間帯を中心として配車依頼に十分に対応できづらい状況にある。(タクシー)</li> <li>●令和元年6月分高速道路通行料利用額の対前年同月比は、3.1%増となり、対前月比では、3.0%増となった。また、6月分利用車両数の対前年同月比は、2.8%増となった。(トラック)</li> <li>●昨年12月に成立した「改正貨物自動車運送事業法」において、荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われ、令和元年7月1日から施行されました。主な改正事項は、①荷主の配慮義務の新設、②荷主の催告制度の拡充、③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等規定の新設です。これらの改正事項の周知と理解促進を図ることを目的に、国土交通省・厚生労働省連名による協力依頼文書及び関係各省・トラック協会の連名によるリーフレットを荷主企業・荷主団体に約55,000部配布しました。(貨物)</li> </ul> |

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

|      | 売上高     | 収益状況 | 業界の景況 |
|------|---------|------|-------|
| 製造業  | 食料品     | ☁    | ☁     |
|      | 繊維・同製品  | ☔    | ☔     |
|      | 木材・木製品  | ☔    | ☔     |
|      | 印刷      | ☁    | ☁     |
|      | 窯業・土石製品 | ☀    | ☀     |
|      | 鉄鋼・金属製品 | ☁    | ☔     |
|      | 輸送用機器   | ☔    | ☁     |
|      | その他     | ☁    | ☁     |
| 非製造業 | 卸売業     | ☁    | ☁     |
|      | 小売業     | ☔    | ☔     |
|      | 商店街     | ☔    | ☔     |
|      | サービス業   | ☔    | ☁     |
|      | 建設業     | ☔    | ☔     |
|      | 運輸業     | ☁    | ☔     |
| その他  | ☁       | ☁    |       |

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧いただけます。  
<http://www.chukai-kagawa.or.jp/>

## 商工中金だより

## 総合金融サービスのご案内

## 経営ニーズへの対応

|            |  |
|------------|--|
| M & A      | 企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いいたします。   |
| 事業承継対策     | 事業を承継される個人・法人の方に対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。 |
| ビジネスマッチング  | 商工中金の全国ネットワークを使って、仕入先・販売先、技術・業務提携先など法人のお客さまの本業支援につながる取組として、ビジネスパートナーをご紹介します。   |
| 株式公開支援     | 資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客さまの立場に立ちアドバイスいたします。   |
| 不動産有効活用    | フランチャイザーや不動産専門業者のご紹介など遊休地の活用をサポートいたします。  |
| コンサルティングなど | 上記のほか、株式会社商工中金経済研究所により専門的な経営相談業務や組織の見直し・人事労務関連など、経営コンサルティング業務を行うとともに、各種セミナーなども実施しています。                                       |

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**  
**株式会社商工組合中央金庫**  
**高松支店**  
 〒760-0052  
 高松市瓦町 1-3-8  
 TEL.087-821-6145  
 FAX.087-851-6074

## 日本政策金融公庫だより

## 融資制度のご案内

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

## ○新事業活動促進資金（経営力向上計画関連）の概要（国民）

|                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 融資対象者             | 中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定を受けた方   |
| 資金使途              | 経営力向上計画を行うために必要とする設備資金および運転資金       |
| 融資限度額             | 7,200万円（うち運転資金は4,800万円）             |
| ご返済期間<br>（うち据置期間） | 設備資金 20年以内（2年以内）<br>運転資金 7年以内（2年以内） |

## ○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（中小）

|                   |   |
|-------------------|---|
| 融資対象者             | 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更承認を含む）を受けた方 |
| 資金使途              | 経営力向上計画を行うために必要な設備資金および長期運転資金           |
| 融資限度額             | 7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）             |
| ご返済期間<br>（うち据置期間） | 設備資金 20年以内（2年以内）<br>運転資金 7年以内（2年以内）     |

## ○HACCP資金（食品産業品質管理高度化促進資金）の概要（農林）

|                   |   |
|-------------------|---|
| 融資対象者             | 食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）   |
| 資金使途              | HACCP 導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金<br>上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等）<br>（指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業） |
| 融資限度額             | 事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額   |
| ご返済期間<br>（うち据置期間） | 10年超15年以内（3年以内）   |

※利率等については、下記URLを参照して下さい。

## 〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店（URL：<http://www.jfc.go.jp>）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274  
 中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423  
 農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

「かがわ健康ポイント事業」 楽しみながら継続的に健康づくりを実践していくための事業です



協力店  
募集中!



- 実施期間 2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)  
※こほうび抽選は2020年3月2日まで
- 対象者 小学生以上の香川県民
- 実施内容 アプリ版と記録シート版によりウォーキングや朝ごはんを食べるなどの目標(マイチャレ)達成で健康ポイントをGET! また、健康診断を受ける、社会参加することで健康ポイントをGET! 一定の健康ポイント数を獲得した方が「マイチャレカード」を受け取り、これを提示するとサービス協力店で特典を受けられたり、賞品抽選に参加できます。

県民の健康づくりに一緒に取り組んでくださる、サービス協力店を募集しています。

●問合せ  
香川県健康福祉部 健康福祉総務課  
〒760-8570高松市番町4丁目1番10号  
TEL.087-832-3273 (10:00～17:00 平日のみ)  
FAX.087-806-0209  
専用ホームページ<https://mychalle-kagawa.com>

安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

## 制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

#### ■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### ■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

お申し込み・お問い合わせは...

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4F)  
TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377

小規模共済

検索

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

# BOOK RANKING 県内ベストセラー



| 順位 | 書名                            | 著者                            | 出版社/定価         |
|----|-------------------------------|-------------------------------|----------------|
| 1  | 大家さんと僕 これから                   | 矢部太郎                          | 新潮社/1,188円     |
| 2  | おもしろい!進化のふしぎ<br>もっとざんねないきもの事典 | 監修:今泉忠明                       | 高橋書店/1,058円    |
| 3  | 一切なりゆき ~樹木希林のことば~             | 樹木希林                          | 文藝春秋/864円      |
| 4  | 時間の花束 幸せな出会いに包まれて             | 三浦百恵                          | 日本ヴォーグ社/2,160円 |
| 5  | 瀬戸内国際芸術祭2019<br>公式ガイドブック      | 監修:北川フラム<br>瀬戸内国際<br>芸術祭実行委員会 | 美術出版社/1,200円   |

香川県書店商業組合調べ

# ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

## 会社間の人材移動

### 雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

### 雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

## 無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の  
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

#### ●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

**TEL.087-851-1011**

ご利用時間

9:00~17:00

**FAX.087-851-1014**

（土・日・祝日は除く）

